

掛川SDGsパートナーの登録基準について

掛川SDGsパートナーは、掛川SDGsプラットフォームの目的に賛同のうえ、規約を順守し、以下の登録基準を満たす企業・団体等とする。

【登録基準】（規約第7条抜粋）

第7条 登録は、SDGsの達成に向け取り組んでいる、または取り組みを始める予定の企業・団体等のうち、次の各号のいずれにも該当するものについて行う。

- (1) SDGsの達成に向けた取り組みについて市に示していること。
- (2) 前号の取り組みとSDGsの17のゴールとの関係が明確であること。
- (3) 「掛川市ホームページ広告掲載基準」第3条各号に該当していないこと。(※)
- (4) その他、パートナーとして適さないと認められる企業・団体等でないこと。

※掛川市ホームページ広告掲載基準第3条抜粋

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 市に納付すべき税、料金等を滞納しているもの
- (3) 消費者金融、高利貸しに関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を受けている事業者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (14) 掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱又は掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (15) その他市サイトに広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの